

第4章 分野別まちづくり方針

1 土地利用の方針

将来市街地の設定にあたっては、「第3章 将来都市構造」の中で検討した、本市の将来あるべき姿を踏まえ、具体的な土地利用のあり方を設定します。

1. 1 都市的機能

関係住民の意向を踏まえて、地域の特性を踏まえた土地利用を推進します。また、中心市街地の街並み形成にあたっては、適切に建物誘導を行い、快適な都市空間を創出していきます。さらに、工業・流通地においては、交通利便性の向上にあわせて、企業誘致を推進します。

1.1.1 住宅地

既存の住宅地では良好な居住環境の形成や維持に努めるほか、住宅地内の遊休地活用の検討や民間事業者との連携を図るなど、多様な視点から定住を促進する住宅団地の開発を検討します。

なお、住宅地等を開発する際は、開発に伴う水害等の災害防止に留意し、必要に応じた排水対策を開発者に求めるとともに、浸水時においても被害に遭いにくい建物構造の奨励等を図ります。

〔一般住宅地〕

既存の住宅地を一般住宅地として位置づけます。住宅の立地を基本としますが、日常生活利便性向上のため最寄り品を主体とする小規模な商業施設や業務施設、病院等の立地を認めていきます。

一般住宅地にある老朽化した市営住宅については、段差解消や手すりの設置等のバリアフリー化など質の向上を目指した建替えを含め、今後の維持管理を検討します。

また、空家等の問題に関する周知啓発を通じて、建築物の円滑な継承や所有者による適正管理を促進し、管理不全な空家等が点在する状況を抑制します。

さらに、本市は現在、人口減少・少子高齢化が顕著であるため、一般住宅地では、とくに、子育て環境・教育環境の充実のために、保育所や学校などの子育て・教育施設の整備充実、通学時に利用するバス等の交通機関の充実や歩道の整備等を推進します。

〔専用住宅地〕

多久駅南部等の中心市街地の外周部と中央公園周辺、メイプルタウン、東多久町の東多久駅北部を、定住者を拡大するための専用住宅地として位置づけ、居住環境の維持・向上に努めます。



写真:バリアフリー



写真:中央公園周辺

序章
はじめに

第1章
都市の現状と課題

第2章
まちづくりの理念と基本方針

第3章
将来都市構造

第4章
分野別まちづくり方針

第5章
地域別構想

第6章
まちづくりの実現化方策

参考資料

1.1.2 商業地

多久駅周辺の商業地を中心商業地として位置づけます。商業・業務施設の立地を誘導するために空き店舗や低未利用地の活用を推進し、商業空間の再編を図ります。また、まちなかを車中心から人中心の空間へ転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変していきます。それにより、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造へと繋げていきます。

さらに、中心市街地の街並み形成にあたっては、地域のまちづくり協議会と協力しながら、街並み形成ガイドラインに即した建物の誘導を行うほか、地区計画制度等の導入を検討し、持続的で快適な都市空間づくりを推進していきます。



写真：軽トラ市

1.1.3 近隣商業地

多久駅南部と、東多久駅前の商業地を住商複合型の近隣商業地として位置づけます。交通量が多く徒歩による買い物が危険なため、近隣住民が安心して身の回り品の買い物ができる商業空間を形成するために、歩道等の整備による安全な歩行者空間の確保を推進します。

1.1.4 工業地

東多久地域の既存工業地及び多久北部工業団地を工業地として位置づけます。既存の工業・流通機能の維持・増進を図るため、用途地域の見直し等を行い、土地利用の純化を推進します。



写真：多久北部工業団地

1. 2 自然環境・集落環境機能

集落地においては、小さな拠点を位置づけ、集落形成を図ると同時に、集落地の利便性向上に向けた取り組みを推進します。農業地や中山間農業地では、開発の抑制に努め、保全することとします。さらに、森林地については、森林の持つ多様な機能を維持するため、間伐等施業の集約化や、森林の適正な維持管理に向けた計画的な整備を実施していきます。

1.2.1 集落地

市街地外の生活拠点＝小さな拠点（公共公益施設等）、および、その周辺に集落が形成されうる場所を集落地として位置づけます。生活利便性の向上のために、小規模な利便施設の立地を誘導するとともに、生活環境を向上するために狭隘な生活道路の拡幅や防犯灯の設置などを推進します。

1.2.2 農業地

牛津川沿いに広がる優良な農地を農業地として位置づけます。農業振興地域の整備に関する法律（農振法）等の都市計画以外の規制との調整により開発の抑制に努め、これを保全します。

また、農業従事者の減少については、新規就農者への支援を行い新たな担い手の確保に努めます。

耕作放棄地については、各種支援事業の活用や、農地パトロールなどにより、耕作放棄地の発生防止に努めます。

1.2.3 中山間農業地

農業地を取り囲むように位置する山間部の棚田や果樹園等については、中山間農業地として位置づけます。農業振興地域の整備に関する法律（農振法）等の都市計画以外の規制との調整により開発の抑制に努め、保全することとします。また、中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払交付金等により農地、農業用水等の資源や環境の適切な保全管理等を促進します。中山間農業地は、グリーンツーリズムを実践することが可能であり、棚田イベントの企画・開催などを通じて、農業や自然を通じた交流を推進していきます。



写真：稲刈り体験（平野の棚田）

1.2.4 森林地

本市の外周部に位置する山間部を森林地として位置づけます。森林の持つ水源かん養、山林災害防止、地球温暖化軽減等の多様な機能を維持するため、森林の適正な維持管理に努めます。

1. 3 交流機能

1.3.1 レクリエーション地

市内にある天山多久温泉タクア、多久聖廟、くど造り民家(森家・川打家住宅)等の名所、天山県立自然公園や中央公園、鬼の鼻山憩いの森などの公園、体育施設、ゴルフ場などの施設一帯をレクリエーション地と位置づけます。

多久聖廟については、現在、多久聖廟のイメージに合わせた公園整備や案内板整備などが行われていますが、今後は、町全体に「聖廟のまち」というイメージを定着させるため、住民と行政が共同で地域内の建物や案内板、街路灯などへの景観形成の取り組みを行うとともに、まち歩きマップ、観光案内ボランティア、各種イベントなどの取り組みを充実させ、交流を促進していきます。

また、多久聖廟の周辺及び多久聖廟から見える後背地の山並みについて、地区計画や景観法等の手法を活用して街並みや視点場の眺望景観の保全を検討します。

江戸時代から佐賀平野を中心に、有明海沿岸部で見られる、くど造りの古民家(森家・川打家)については、伝統的な農村集落の景観を形成する重要な要素のため、建物の保全を推進するとともに、歴史資源として活用し、交流を促進していきます。

中央公園と鬼の鼻山憩いの森などの公園については、市民のスポーツ活動や健康づくりのための場として位置づけ、健康づくりをベースとした交流空間を創出していきます。



写真：多久聖廟



写真：天山多久温泉タクア



写真：鬼の鼻山憩いの森

序章

はじめに

第1章

都市の現状と課題

第2章

まちづくりの理念と基本方針

第3章

将来都市構造

第4章

分野別まちづくり方針

第5章

地域別構想

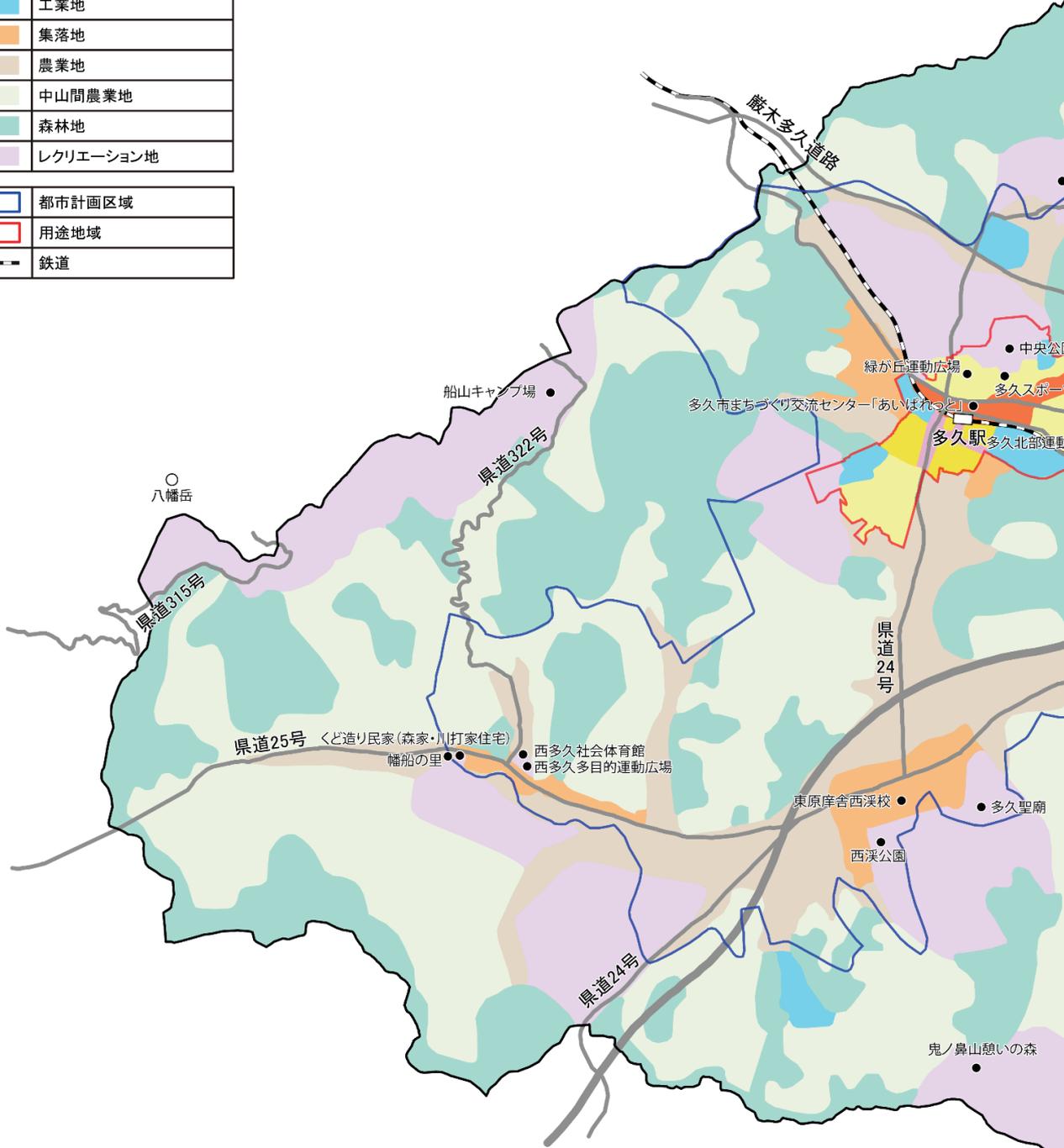
第6章

まちづくりの実現化方策

参考資料

土地利用の配置方針図

凡例	
	一般住宅地
	専用住宅地
	商業地
	近隣商業地
	工業地
	集落地
	農業地
	中山間農業地
	森林地
	レクリエーション地
	都市計画区域
	用途地域
	鉄道



0 2.5

序章 はじめに

第1章 都市の現状と課題

第2章 まちづくりの理念と基本方針

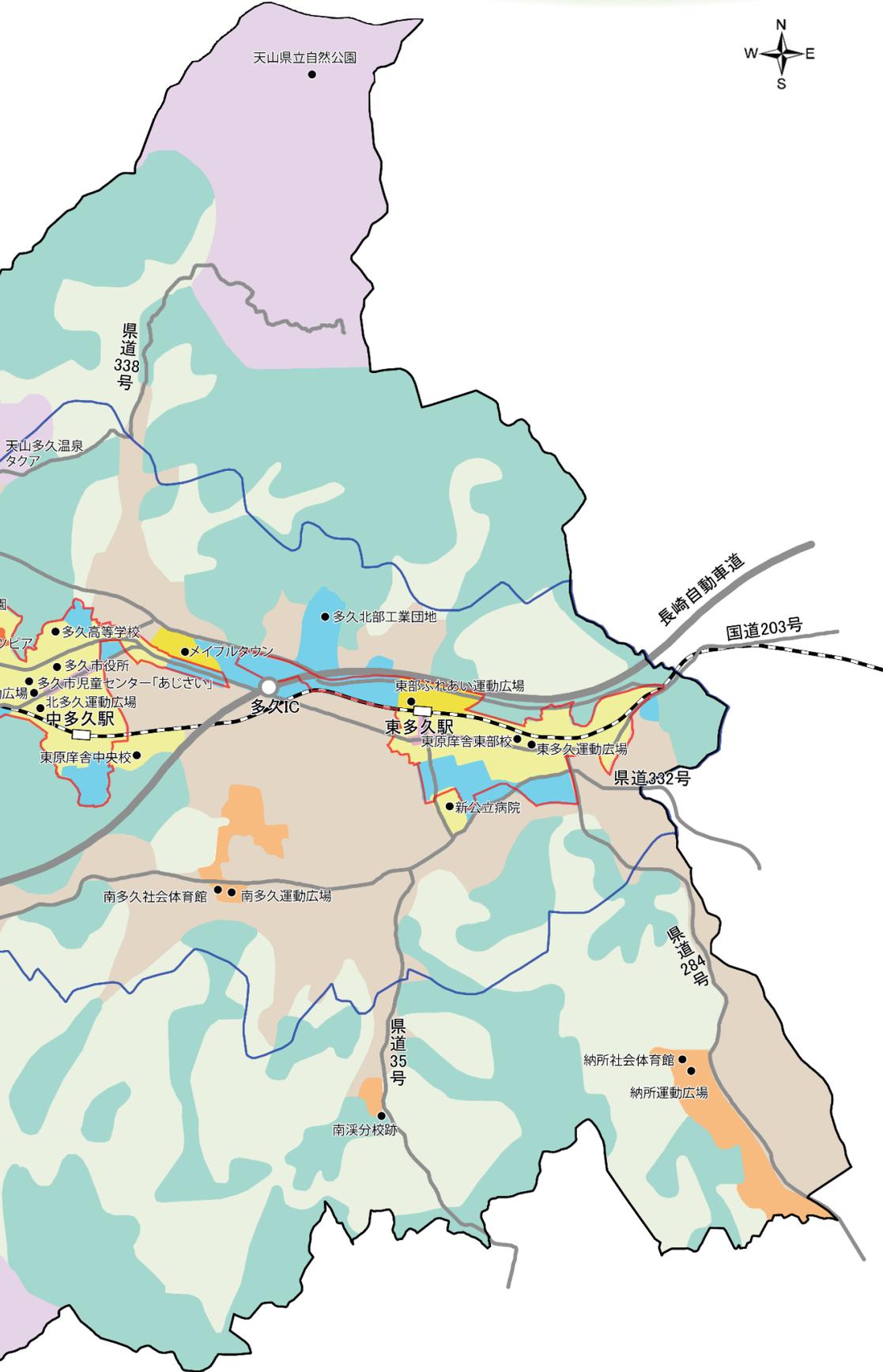
第3章 将来都市構造

第4章 分野別まちづくり方針

第5章 地域別構想

第6章 まちづくりの実現化方策

参考資料



序章
はじめに

第1章
都市の現状と課題

第2章
まちづくりの理念と基本方針

第3章
将来都市構造

第4章
分野別まちづくり方針

第5章
地域別構想

第6章
まちづくりの実現化方策

参考資料

5 10 km

2 都市施設整備の方針

2. 1 道路・交通

道路の持つ役割を明確化し、利便性の高い交通網の形成を目指します。

2.1.1 道路

道路の整備にあたっては、「本市を通過するための道路」、「市内各地域間を移動するための道路」「市外へ移動するための道路」など、道路の役割を明確にして、利便性の高い交通網の形成を推進します。また、歩行者が多く集まる中心市街地や鉄道駅・バス停の周辺では、歩行者空間の確保に合わせて、段差や継ぎ目の解消を推進していきます。

さらに、道路は人や車が移動するためだけではなく、火災や地震等災害発生時には、延焼防止や連鎖的な建造物倒壊を防止する機能を持っています。このため、新たな住宅地開発や、団地での建物更新などが行われる際には、ゆとりある道路の設置指導を行っていきます。

また、都市計画決定後、長期未着手となっている道路については、課題を整理するとともに、道路網について適宜見直しを図っていきます。

〔主要幹線道路〕

都市計画道路佐賀唐津線(国道203号)を、本市と佐賀市・唐津市方面とを結ぶ広域連携軸に位置づけ、交通の流れの円滑化を目指します。具体的には整備推進に向けた、道路財源の確保及び予算の拡大に関する提案や要望活動を、関係する自治体と連携しながら実施していきます。

また、本路線沿道には、保育園・高校が立地しており、安全な歩行者空間を確保するために、今後とも整備を推進していきます。

本地域の中心部を通過する県道多久若木線については、安心・安全な歩行者空間を形成していくために、今後とも関係機関に働きかけ、早期整備に努めます。

〔幹線道路〕

幹線道路として、都市内の骨格を形成する都市計画道路、県道、市道等の整備を進め、都市内連携の強化、快適な交通環境の形成を図ります。

〔補助幹線道路、生活道路〕

補助幹線道路として、幹線道路と生活道路を接続するための都市計画道路、市道の維持管理、整備を進めます。具体的には、道路パトロールの実施により維持管理を図ることにより、道路の安全を確保します。また、道路整備については、多久市交通危険箇所巡回調査で、緊急性・必要性を整理した上で、現在の状況に応じた道路改良整備等を計画的に進めます。

道路拡幅と歩道整備を進めているものの、岸川地区は歩道がなく、安心・安全な歩行者空間の確保を行う必要があることから今後とも整備の推進を関係機関に働きかけ、早期整備に努めます(「岸川・筋原線の歩行者快適化事業」)。

2.1.2 交通

高齢化や人口減少が進展する中で、今後、居住する地域から買物や通院、通学など、生活に必要な場所への移動に困らないよう、公共交通の充実や利用を促進し、自動車を利用しなくても生活を送ることができる環境づくりを推進します。

〔地域交通体系の充実〕

市内の各地域から、中心市街地や学校、新公立病院などへの移動を円滑にするため、市内を循環するコミュニティバス等の拡充を検討します（コミュニティバスのルート・ダイヤ見直し）。また、路線バスやコミュニティバスの利用がしづらい地域では、予約型乗合タクシー（ふれあいタクシー）の利用者のニーズ等を把握し、利用者の利便性向上に努めるとともに利用促進のPRにも努めます。

利用者を佐賀県全域から集める、商業、業務、教育、文化、医療機能が立地する、佐賀市内への移動手段を確保するため、鉄道や民間バス等の広域幹線の運行確保維持やパークアンドライドの利用促進に努めます。



写真:コミュニティバス(ふれあいバス)



写真:予約型乗合タクシー(ふれあいタクシー)

序章

はじめに

第1章

都市の現状と課題

第2章

まちづくりの理念と基本方針

第3章

将来都市構造

第4章

分野別まちづくり方針

第5章

地域別構想

第6章

まちづくりの実現化方策

参考資料

道路・交通の整備方針図

序章
はじめに

第1章
都市の現状と課題

第2章
まちづくりの
理念と基本方針

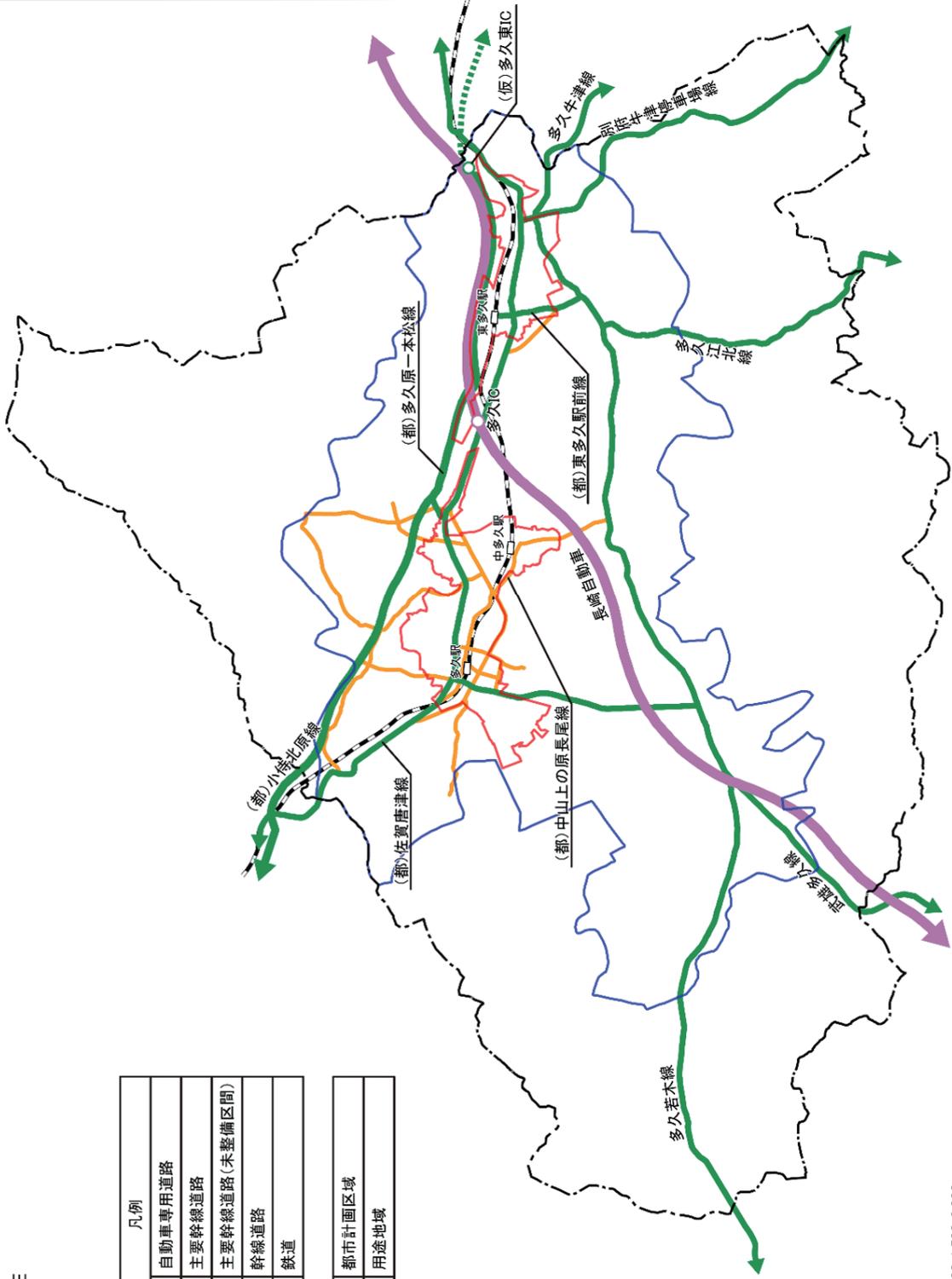
第3章
将来都市構造

第4章
分野別
まちづくり方針

第5章
地域別構想

第6章
まちづくりの
実現化方針

参考資料



凡例	
	自動車専用道路
	主要幹線道路
	主要幹線道路(未整備区間)
	幹線道路
	鉄道
	都市計画区域
	用途地域



2. 2 公園・緑地

計画的な公園緑地の整備を推進し、水と緑のネットワークを形成することにより、豊かな緑と共に暮らすまちの形成を目指します。

長寿命化改修を行い、今ある公園をなるべく長く維持管理していくことで、自然環境と調和した住みよいまちの形成を推進していきます。その際、公園施設長寿命化事業等を活用しながら、施設の改修や更新を行います。

また、公園の清掃などを行うボランティア団体への支援や、市民と行政が協働して公園の計画や活用を行っていきけるよう、取り組みを推進していきます。

〔中央公園の整備〕

運動公園である中央公園は、安全面、魅力面を高めるための整備を、引き続き、推進するとともに、市民のスポーツ活動を推進します。また、本公園は桜が多く、花見をする市民が多いことから観光資源としての活用を図ります。

〔岩屋山溪桜公園の整備〕

桜の名所として観光客の利用がみられるものの、山間部に位置するため利用しづらい状況にあります。そのため、案内板の設置や駐車場の設置等を進め、利便性の向上を図ったり、引き続き、地元ボランティアと連携しながら、適切な維持管理を推進していきます。

〔西溪公園の整備〕

西溪公園は、日本庭園や寒鶯亭など歴史的情緒を漂わせる公園であり、桜や紅葉など四季を感じる公園として市民の認知度が高いことから、利用者増加のため、今後も引き続き、多久市観光協会等の関係団体と連携して、桜まつりや紅葉祭りなどイベント開催等のソフト施策を推進していきます。



写真：西溪公園の桜まつり

〔梶峰城遺跡周辺の整備〕

多久聖廟及び西溪公園の後背地である梶峰城遺跡周辺の山地は歴史的景観を構成する重要な要素であるとともに、歴史資源として梶峰城遺跡が立地することから、引き続き、回遊性を高めるために展望台、遊歩道、案内板等の設置を検討し、周辺施設と一体となったレクリエーションゾーンを形成していきます。



写真：梶峰城遺跡

序章

はじめに

第1章

都市の現状と課題

第2章

まちづくりの理念と基本方針

第3章

将来都市構造

第4章

分野別まちづくり方針

第5章

地域別構想

第6章

まちづくりの実現化方策

参考資料

公園・緑地の整備方針図

序章

はじめに

第1章

都市の現状と課題

第2章

まちづくりの理念と基本方針

第3章

将来都市構造

第4章

分野別まちづくり方針

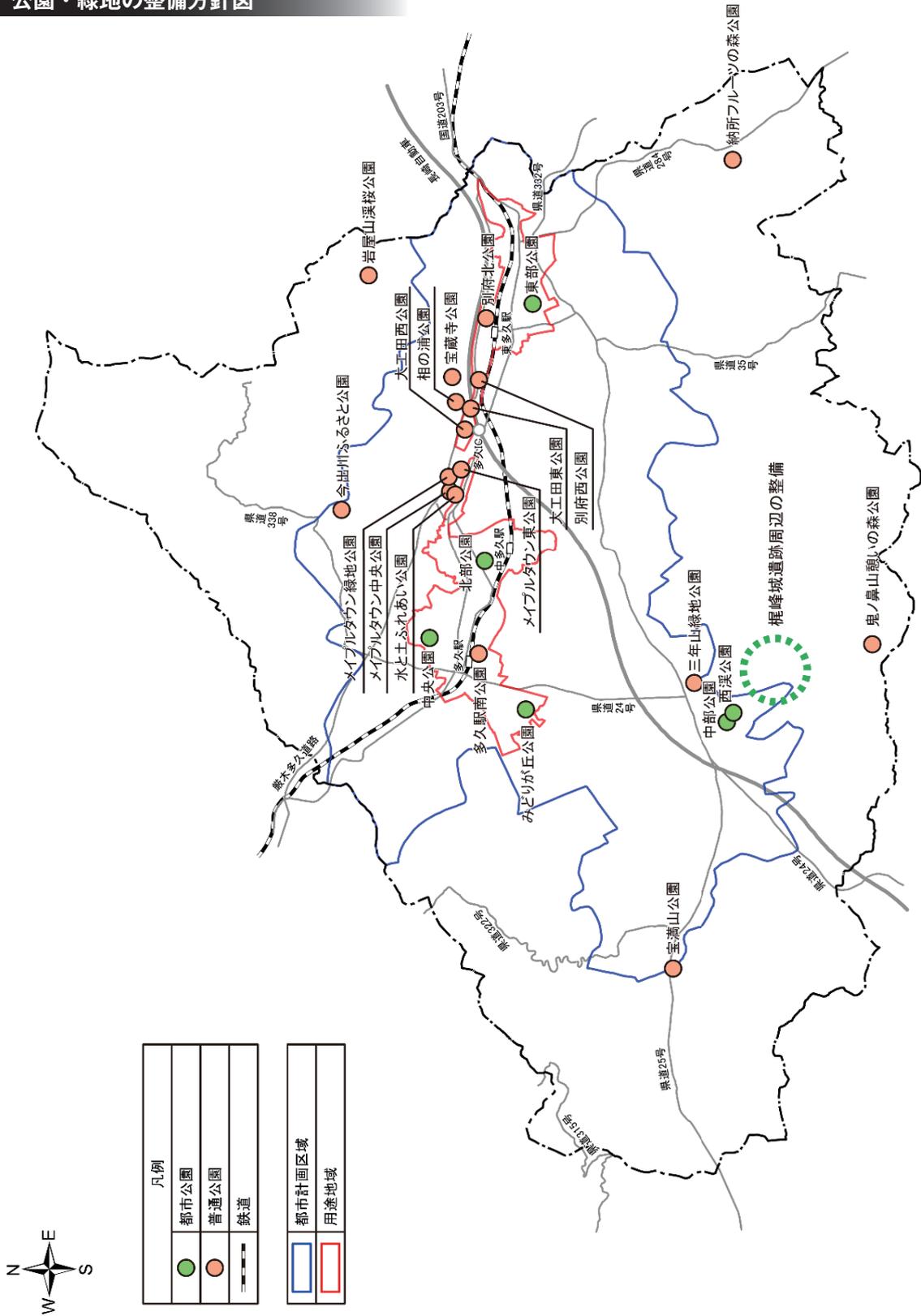
第5章

地域別構想

第6章

まちづくりの実現化方針

参考資料



凡例	
●	都市公園
●	普通公園
	鉄道
	都市計画区域
	用途地域

2. 3 河川・下水道

環境面や防災面に配慮された安全で安心な河川の整備を推進します。また、下水道や浄化槽等の早期整備や普及啓発活動を通じて、汚水処理人口普及率の向上を目指します。

牛津川や山犬原川ではこれまでに大規模な浸水履歴があり、国・県が連携して行う河川改修や遊水地などの治水整備に協力するほか、内水排水対策を推進します。

令和元年度(2019年度)末の「汚水処理人口普及率」の達成状況は56.9%であり、県内の汚水処理人口普及率84.7%に対して、大幅に遅れている状況です。そこで、下水道や浄化槽等の早期整備の推進や、戸別訪問説明や地区説明会等を開催し、生活排水処理への市民理解を深めたりすることで、汚水処理人口普及率の向上を目指します。

〔河川改修の推進〕

国、県が管理する河川では、河川浚渫や、必要とされる河川改修等への協力を行います。また、自然環境に配慮した多自然川づくりが継続整備されるよう、整備を要請します。

市が管理する河川も、早期の補修や浚渫を行い、河川の流量の確保を行うほか、今後の社会状況に応じ河川整備を計画的に進めます。



写真：多自然川づくり(山犬原川)

〔内水排水対策の推進〕

雨水排水路の状況を精査し、雨水幹線水路の更新や改修を計画的に行います。



写真：河道掘削状況(牛津川)

〔下水道の整備推進〕

多久市生活排水処理施設整備構想に基づき作成された下水道事業計画にしたがって整備推進していますが、人口減少の進行など、下水道を取り巻く諸情勢が大きく変化してきていることから、適宜、構想の見直しを行います。

序章

はじめに

第1章

都市の現状と課題

第2章

まちづくりの理念と基本方針

第3章

将来都市構造

第4章

分野別まちづくり方針

第5章

地域別構想

第6章

まちづくりの実現化方策

参考資料

河川・下水道の整備方針図

序章
はじめに

第1章
都市の現状と課題

第2章
まちづくりの理念と基本方針

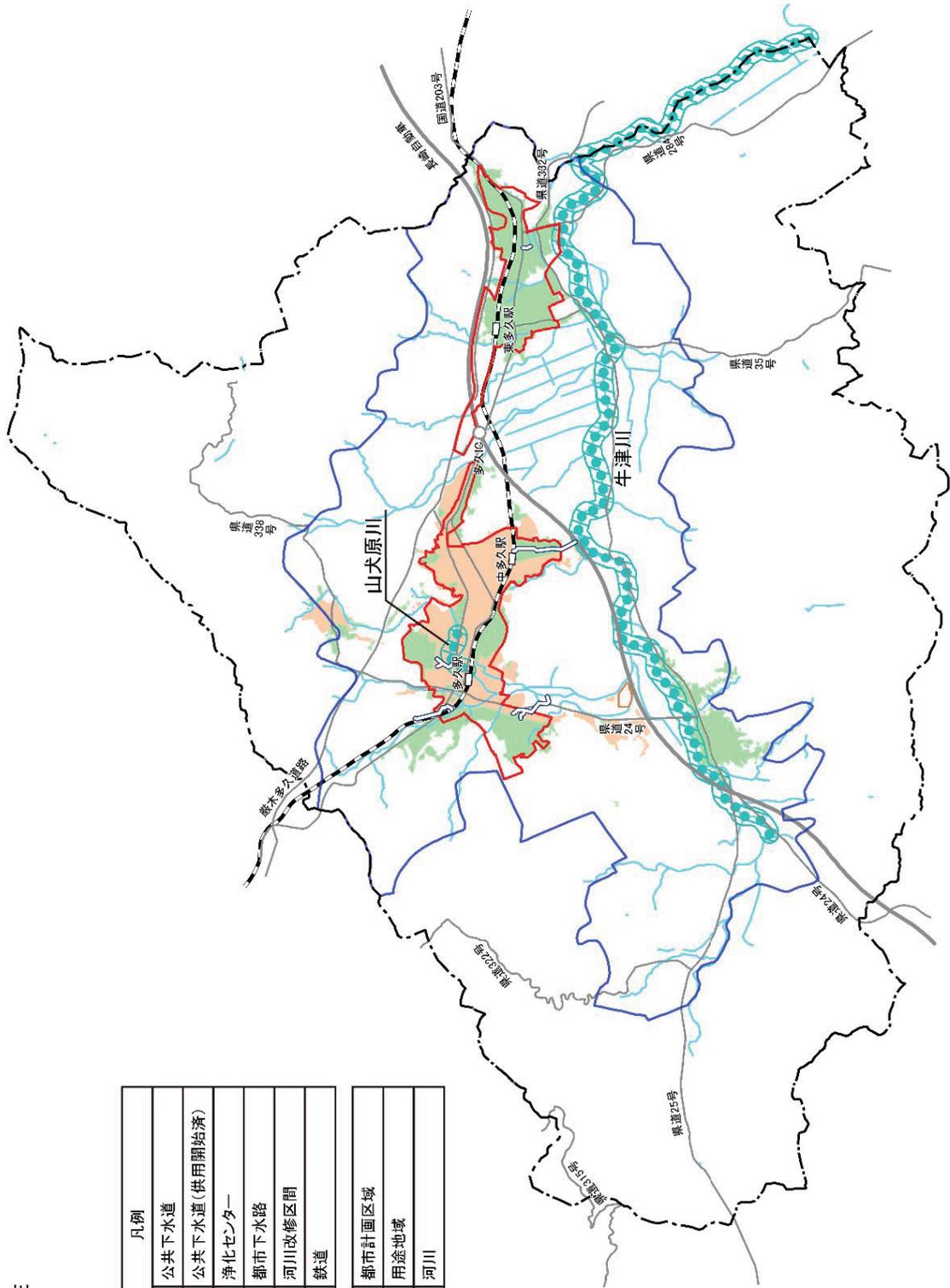
第3章
将来都市構造

第4章
分野別まちづくり方針

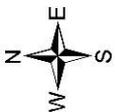
第5章
地域別構想

第6章
まちづくりの実現化方針

参考資料



凡例	
	公共下水道
	公共下水道(供用開始済)
	浄化センター
	都市下水道
	河川改修区間
	鉄道
	都市計画区域
	用途地域
	河川



0 500 1,000 1,500 2,000 m

3 自然環境保全の方針

自然環境(里地里山)の保全、自然環境の活用とふれあいの場の創出、騒音・振動の対策、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの普及・拡大、環境学習と保全活動の推進などを通じて、適切に自然環境保全を図っていきます。

〔自然環境(里地里山)の保全〕

- 天山県立自然公園内の草地の管理など、自然公園内における積極的な環境管理を推進します。
- 里地里山は防災、自然環境保全、景観形成などの機能を担う重要な地域です。そのため、適正管理、地域資源としての活用などを、市民との協働により推進します。

〔自然環境の活用とふれあいの場の創出〕

- 子どもが安心して水辺に親しめるための河川、ため池の整備・維持管理を行います。
- 自然歩道、キャンプ場など、自然公園内に整備されている自然とのふれあいのための施設の維持管理を県・近隣自治体と連携して行います。



写真：テント設営



写真：朝の体操

〔騒音・振動の対策〕

- 道路交通に関する騒音、振動のモニタリングを進め、対策を検討していきます。

〔省エネルギー対策〕

- JR・バス利用促進の啓発、パークアンドライドの利用促進等を進めるとともに公共交通の充実を図り、市民の公共交通機関の利用促進に努めます。

〔再生可能エネルギー設備等の普及・拡大〕

- 地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量削減や環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、地域に即し、環境に適合した再生可能エネルギー設備等の設置を推進します。なお、設置の際は、生活環境及び自然環境の保全に配慮するよう設置者に要請します。

〔環境学習と保全活動の推進〕

- 豊かな緑に囲まれた地域を有効な資源として環境教育や学習等に活用します。

序章

はじめに

第1章

都市の現状と課題

第2章

まちづくりの理念と基本方針

第3章

将来都市構造

第4章

分野別まちづくり方針

第5章

地域別構想

第6章

まちづくりの実現化方策

参考資料

4 景観形成の方針

それぞれの「拠点」を中心とした景観形成、および、市街地を取り囲む田畑や山などの景観の保全を推進していきます。

本市の発展を担う5つの「拠点」(定住促進拠点、賑わい・情報発信拠点、産業拠点、小さな拠点、歴史・文化・学習拠点)があり、それぞれの「拠点」を中心に、固有の景観の創出を図っていきます。

また、拠点間をつなぐ、主要幹線道路・幹線道路沿いへの花壇設置の検討を行い沿道景観の美化を図ります。花壇の設置・メンテナンスにあたっては、地元のボランティア団体に協力を得ながら推進します。

さらに、山、田畑などが市街地をベルト状に取り囲んでおり、景観形成にあたっては、それぞれ一体的に、景観形成を図っていきます。

〔「拠点」の景観〕

○定住促進拠点 …… 今後、住宅地として開発される地区に対しては、地域居住者の合意形成が図られた場合には、緑化協定や地区計画制度等によって統一感のある良好な住宅地景観の形成を推進します。

○賑わい・情報発信拠点 …… まちに賑わいを創出するために、市民との協働により、街路樹や花壇の設置等、彩り豊かな景観形成を推進します。また、情報発信拠点として、本市の様々な情報の集約化を図ると同時に、多言語対応やユニバーサルデザインなど、情報を分かりやすく伝達することを検討していきます。

○産業拠点 …… 各産業の集積が期待される本拠点では、公共公益施設が集積し、業務地としての景観が既に形成されています。そのため、今後は、周辺環境と調和した産業地の形成など、一体的な整備を検討していきます。

○小さな拠点 …… それぞれの集落の中にある学校跡地、生涯学習拠点、スポーツ施設などを小さな拠点と位置づけ、農業従事者や豊かな自然環境を求める移住者の生活利便性やコミュニティ形成を支援していきます。

○歴史・文化・学習拠点 …… 多久聖廟周辺の東の原の集落などでは、歴史的な施設、住宅、石垣・生垣など後世に残すべき資源が存在し、良好な景観を形成しています。そのため、本拠点周辺を景観形成に配慮する地区として、景観の保全に努めます。また、梶峰城址周辺については多久聖廟との一体的な景観形成がなされていることから、風致地区等の検討を行い、良好な景観の保全を行います。

〔歴史文化保存活用区域の保存活用の方向性〕

以下を「歴史文化保存活用区域」として、それぞれの区域の特徴にあった保存活用を推進します。

- 鬼の鼻山山麓区域…山林の保全
- 桐野区域…山林、里山の保全／集落景観の維持と空家等の対策
- 西ノ谷区域…里山の維持管理活動による地域づくり／集落景観の維持
- 唐津往還の沿道区域（東多久町古賀から北多久町砂原まで）…空家等の対策／沿道景観の形成
- 伊万里往還の沿道区域（西多久町宿・板屋下）…グリーンツーリズムの拠点の形成／空家等の対策
- 多久聖廟・西溪公園・多久（若宮）八幡神社とその周辺区域
 …市街地形成の適切な規制誘導／中心的観光拠点としての魅力向上

〔市街地内の「まち」の景観〕

市街地内については、地域の特性を踏まえた景観づくりに努めることとします。

また、安全で緑豊かな景観形成のために、市民とともに、自然豊かな市街地づくりを推進します。

〔市街地を囲む「田園地帯」の景観〕

市街地や集落地と隣接する田園地帯は、整備がなされており、本市の田園景観を形成する重要な要素となっていることから、今後は生産基盤としての保全を行い、良好な景観の維持に努めることとします。また、景観を楽しむ場を創出するために、田園地帯を流れる牛津川沿いの緑道の整備を推進します。

〔田園地帯を囲む「里山」「樹園地」「棚田」の景観〕

本市の特徴的な景観として、山間部に沿うようにして広がる樹園地と棚田があります。樹園地については、年々、耕作放棄地が増加していることから、荒廃が進行しないように監視を続けていきます。また、棚田については、生産基盤としての保全を行い、良好な景観の保全に努めていきます。

〔市域を包み込む「山」の景観〕

本市の市街地を囲むようにして位置する天山、八幡岳、両子山、鬼ノ鼻山、徳連岳、船山などの山間部では、市街地からの遠景景観を形成する要素として位置づけるようにします。森林環境の整備の観点から林業の育成を図るとともに、景観を活用するための最小限の整備（林道や遊歩道、案内板等）に努めます。

序 章
はじめに

第 1 章
都市の現状と課題

第 2 章
まちづくりの
理念と基本方針

第 3 章
将来都市構造

第 4 章
分野別
まちづくり方針

第 5 章
地域別構想

第 6 章
まちづくりの
実現化方策

参考資料

5 安心・安全まちづくりの方針

災害に対する備えや、防犯面での安全性の確保、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりを進めることで、安心・安全に暮らすことのできるまちの形成を目指します。

本市は、過去、大規模な浸水被害に見舞われ、各種対策が図られていますが、災害を完全に阻止することは不可能です。そのため、住民の生命や財産を守るために防災対策を推進すると同時に、万が一災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるまちづくりが必要です。具体的には、水害に強い地域への居住誘導を推進するほか、水害発生履歴のある地域では、住まい方の誘導による水害に強い地域づくりを推進することが必要です。

また、安心して生活を送るためには、防犯面での安全性が確保される必要があります。

さらに、子どもや高齢者、障害者が安心して暮らすことができるように、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりを実践していくことが求められます。

〔災害に強い市街地づくり〕

災害発生時に市街地への被害を最小限に抑えるために、建築物の耐震性の向上や緩衝帯・避難路の機能を持つ道路、避難所となる公園、グラウンド、体育館等の整備の推進や、住まい方の工夫（規制・誘導）を促す取り組みなど、災害に強い市街地づくりに努めていきます。また、砂防地指定、急傾斜地、ため池等で対策が取られていない箇所については、早急に対策を進めていきます。

そのほか、大規模盛土造成地におけるスクリーニング調査、河川の浸水想定の見直し、浸水想定区域等危険箇所への市街化の抑制等、災害に備えた取り組みを実施します。

ハザードマップに掲載されている浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害の危険性が想定される区域での宅地化の抑制による災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導を図るとともに、森林が持つ水源涵養や土砂流出の防止等の公益的機能を維持するため、森林の適正な管理を図り、土砂災害、河川氾濫などの自然災害に強いまちづくりを流域全体で進めます。

〔防災拠点の整備、地域防災計画の見直し等〕

大規模浸水時において、大型車両等が通行可能なアクセス網の確保を働きかけるほか、緊急避難場の整備等を進めます。また、公民館・学校・社会福祉施設等については、災害発生時の避難場所・避難生活支援拠点となるため、耐震性の強化・防火水槽等の設置に努めます。

地域防災計画や各種マニュアルについては、必要に応じて見直し、修正を実施し、あわせて、新たな土砂災害のハザードマップや浸水想定マップ等の更新・配布を行っていきます。

序章 はじめに

第1章 都市の現状と課題

第2章 まちづくりの 理念と基本方針

第3章 将来都市構造

第4章 分野別 まちづくり方針

第5章 地域別構想

第6章 まちづくりの 実現化方策

参考資料

〔犯罪が発生しにくいまちづくり〕

既存の一般住宅地や集落地などでは、防犯灯の設置を促進し、犯罪が発生しにくいまちづくりを推進します。都市部においては、団地やビル等の建設により死角が発生し、犯罪発生率が増加する傾向があります。そこで、本市においても、公共施設や公営住宅等の建設の際は、死角が発生しないように配慮を行い、民間による開発等が行われる際も適切に指導を行います。



写真：防犯灯設置状況

〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念を踏まえ、駅等を中心とした一定の地域内における、旅客施設のみでなく周辺の道路・建物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成や幹線道路における歩道整備等を進めて、高齢者や子育て世代など誰もが安心してまちへ出かけ、みんなが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。



写真：出入口の段差解消

出典：「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き」（総務省）

序章

はじめに

第1章

都市の現状と課題

第2章

まちづくりの理念と基本方針

第3章

将来都市構造

第4章

分野別まちづくり方針

第5章

地域別構想

第6章

まちづくりの実現化方策

参考資料